

# 伯耆町

平成26年6月発行 NO, 4



# 農業委員会だより



## 平成26年秋季農作業労働標準賃金協定表 日光小学校と古代米の田植え (添谷集落)

秋季農作業労働標準賃金を次のとおり定めました。  
これを目安として、お互いの話し合いにより取り決めを行ってください。  
(消費税込み)

作業名		標準協定額	摘要	
一般農作業 (男女共)		6,900円	8時間労働賄いなし	
耕うん	整備田	6,600円	10a当たり	状況の悪い所は、適宜加算する。
	未整備田	7,200円		
稲	バインダ刈	整備田	"	紐代含む。
		未整備田		倒伏田・湿田等状況の悪い所は、話し合いにより適宜加算する。
刈	コンバイン刈	整備田	"	結束の場合(10a当たり) 1,000円+紐代実費
		未整備田		倒伏田・湿田等状況の悪い所は、話し合いにより適宜加算する。
稲脱穀	ハーベスター	8,400円	"	倒伏田・湿田等状況の悪い所は、話し合いにより適宜加算する。
もみ運搬		6円	1kg当たり	
もみ摺り・乾燥		生糶水分量に関係なく 1,000円	摺り上がり玄米 30kg当たり	油代、袋代を含む。

## 不法投棄や野焼き

「不法投棄」や「野焼き」について、なぜいけないのか。  
このことについてお答えします。

### ○不法投棄

山間部の道路沿いや空き地などに、テレビや冷蔵庫、ビニールハウスやマルチなどを捨ててしまうことを不法投棄といいます。不法投棄は景観を損ない、周囲を不衛生にするほか、害虫の発生や、有害物質による土壌・水質の汚染被害を発生させる恐れがあります。不法投棄は法律で禁止されていて、罰則もあります。

### ○野焼き

野焼きとは廃棄物などを屋外で燃やす行為で、法令に準拠した焼却炉以外は下記の例外を除いて全てが禁止されていて、罰則もありますので注意してください。

#### ●野外焼却（野焼き行為）禁止の例外規定

①国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	例：河川管理者等が河川の管理を行うために
②震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害予防、応急対策又は復旧のための焼却	例：災害時の木くずの焼却
③風俗習慣上、宗教上の行事のための廃棄物の焼却	例：とんど焼き、門松、しめ縄等の焼却
④農業、林業又は漁業を営む上でのやむを得ない廃棄物の焼却 ※家庭菜園・レジャー農園は農業ではありません。	例：農業者が行う病虫害防除目的の稲わら、畦畔の枯草などの焼却 ※ただしビニール類は不可
⑤焚き火等、日常生活を営む上での通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの（煙の量や臭いなどが近隣の迷惑にならない程度の燃焼行為）	例：キャンプファイヤーや庭先での小規模な落ち葉焚き

※野外焼却（野焼き行為）禁止の例外規定とされた行為であっても、周囲の生活環境に支障を与え、「煙たい」「臭い」など苦情等がある場合は行政指導の対象となります。また、大量の煙により道路通行する車両や歩行者に支障があると判断された場合も同様に行政指導の対象となります。

### ○罰則

不法な処理をした者（未遂含む）は、次の罰則が科せられます。

- 野焼きをした者：5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金、又はその両方。  
（法人に対しては3億円以下の罰金）
- 不法投棄をした者：5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金、又はその両方。  
（法人に対しては3億円以下の罰金）

## コーナー 「 頑張る農家さん 」

大平原 宮崎 浩樹・美知子さん

伯耆町大平原の宮崎さん夫婦は、Uターンで和牛を飼育する専業農家です。  
初めは、伯耆町谷川で牛舎を借り、和牛3頭で牛飼いをスタートしました。

平成19年、金屋谷の宝殿地区に牛舎を建築し、近くの耕作放棄地を借り受け、放牧を中心に繁殖牛を飼育している「頑張る夫婦」を紹介します。



「こうめ号」と就農当時の宮崎家族

### ○宮崎さんのプロフィール

宮崎 浩樹 44歳 伯耆町三部で生まれる。

鳥取県立境高等学校卒、日本体育大学卒。青年海外協力隊員として活躍。

その後、青年海外協力隊の柔道隊員として3年間インドネシアへ。同期の協力隊員であった美知子さんと知り合い結婚。帰国後、鳥根県で教師として就労していたが、一念発起「和牛を飼う」こととなった。

そして、平成24年長崎県で開催された「全国和牛能力共進会」に出場。第5区で全国4位の成績を収めた。また、鳥取西部和牛改良組合長として若手とベテラン農家のかけ橋役として頑張っている。

飼育頭数	繁殖牛	22頭 (そのうち育成牛2頭)
	子牛	15頭



平成24年長崎県での全国和牛能力共進会

## ○農業に対する今後の目標

### 1.自然の恵みに感謝して牛を飼う

牛は人が栄養にすることができない草を食べて、自身の血や肉に変え、そして、子を産み育てることができます。

雑草は燃やせばゴミですが、牛が食べ、そしてその糞は堆肥となって田畑を肥やすことができます「牛ってすごいな～」と感心してしまいます。

### 2.牛にはマメを食わせろ

この言葉を先輩農家さんより教わりました。これは食べる豆ではなく、手のマメ、つまり手にマメができるくらい、手塩に掛けて育てるものだと言うことだそうです。

これからも牛と共に、牛に感謝して農業、頑張ります!!



牛舎（母親と子牛）



放牧場（昔は耕作放棄地）

## 農地パトロール

伯耆町農業委員会では、管内の農地の状況把握と農地法に基づく利用状況調査のため、農地パトロールを実施します。

### 目的

- ・農地の実態把握・有効利用から遊休農地の解消
- ・農地の違反転用の解消

### 時期

・平成26年8月23日（土）（予定）

町民の皆さん、農家の皆さん、身近な情報や紙面へのご意見ご感想などがありましたら伯耆町農業委員会事務局までお寄せください。

### ●広報編集委員

委員長 車 睦宏

委員 谷口 輝雄、深田 成弘、堀尾 祐史、加川 賢明、  
永見 文夫、小西 憲昭、井上 祥一郎

連絡先 62-0715（農業委員会事務局）